

第1節 土地の有効活用

1 土地利用

■現状と課題

本町は、総面積 63.61K m²でその大部分は山林・原野で占められており、中央部にある約 25%の平坦地が町の市街地を形成し、美の山をはじめ 500~1,000m余りの山々に囲まれています。

こうした自然に恵まれた町土を将来に向けて保全していくためには、基本構想における土地利用構想に基づき、自然と調和のとれた総合的かつ計画的な土地利用を進めていく必要があります。

今後の土地利用については、引き続き中心市街地の整備、森林地域の保全と有効活用、景観や環境に配慮した河川整備と親水空間の整備、優良農地の保全と遊休農地の活用などが課題となります。

■施策の基本

国土利用計画法、自然公園法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律や農業振興地域整備計画、都市計画などに基づき、森林や優良農用地の保全を図りながら、計画的な土地利用の誘導を図ります。

■主要施策

(1) 計画的土地利用の推進

地域の特性を踏まえた農用地、住宅地、工業用地、商業用地、公園・緑地など用途別土地利用の見直しを行い、計画的な土地利用を推進します。

(2) 地積調査の推進

国土調査法に基づく地積調査の情報収集を行い、実施に向けた検討を進めます。

2 市街地の整備

■現状と課題

国道 140 号沿線に大型店舗などの商業立地が進む一方で、町の中心市街地を形成している皆野駅周辺から親鼻駅周辺にかけては、道路整備などの市街地整備が遅れ、また商店の閉店などによる商店街の空洞化が進んでいます。

賑わいのある、魅力的な市街地づくりに向けて、交流・行政・文化・商業の拠点となる中心市街地の計画的な整備が求められるとともに、既成市街地の環境整備と快適な住宅地の確保が求められています。

また、親鼻駅近くにある町有地（約 2,700 m²）は、その一部を貸し付けていることから一体利用ができず、約半分が遊休地となっています。今後その立地を活かして、多くの人々が集う場所として整備していくことが望まれています。

■施策の基本

賑わいと交流の拠点となる皆野駅周辺の中心市街地整備を推進するとともに、若者などの定住促進のために既成市街地の道路環境や生活環境の整備を図ります。

■主要施策

(1) 皆野町都市計画マスタープランの策定

計画的なまちづくりを推進するために、「皆野町都市計画マスタープラン」の策定を図ります。

(2) 中心市街地の活性化

- ① 駅前広場と都市計画道路の整備、町並み景観の創出など、賑わいのある魅力的な中心市街地として再生を図ります。
- ② 商工会など関係機関と連携して魅力的な商業空間を形成するなど、商業環境の整備を図ります。

(3) 快適な町並みの形成

- ① 親鼻駅周辺の道路環境などの整備を図ります。
- ② 狭あい道路を基軸とした生活道路の拡幅改良整備や、ポケットパーク（小公園）の整備を図ります。
- ③ 若者の定住促進に向けて、皆野町開発行為等に関する指導要綱に基づき、民間による良好な宅地開発を促進します。
- ④ 「皆野町観光トイレ営繕計画」に基づき、ユニバーサルデザイン[※]と外国人観光客に対応した多目的トイレの整備を推進します。

(4) 賑わいのあるまちづくり

- ① 住民の交流や文化芸術活動の発表・展示の場として、役場庁舎（おまつり広場）、文化会館を活用します。
- ② 子どもで賑わうまちをめざし、子育て支援の拠点となる施設の整備を検討します。

※ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、様々な人に配慮して、はじめからすべての人が利用しやすいまち、施設、物（製品）、環境、サービスなどをつくらうとする考え方です。

第2節 道路・公園・広場・緑地の整備

1 道路

■現状と課題

本町の交通情勢は、国道140号皆野寄居バイパスの開通に伴い、週末になると皆野～黒谷間が渋滞する状況でありましたが、平成22年10月に皆野秩父バイパスのランプ橋「新皆野橋」の開通により渋滞は緩和されました。しかしながら本線橋の「やまなみ大橋」の開通とその延伸整備が重要な課題となっています。

また、国道140号バイパスから市街地へのアクセス道路整備や主要地方道及び一般県道と集落を結ぶ急勾配・狭あい箇所の整備も重要な課題となっています。

市街地周辺では住民の生活環境の改善や、歩行者の安全確保を念頭においた整備が、集落間道路では車両のすれ違いのできる待避所や、見通しの悪いカーブや急勾配箇所の整備が必要とされています。

【整備状況の推移】

区 分		平成18年4月1日現在	平成22年4月1日現在
国道・県道	舗装率	100.0 %	100.0 %
	改良率	52.0 %	63.5 %
町道	舗装率	54.7 %	55.0 %
	改良率	12.5 %	14.1 %

■施策の基本

国道・県道・都市計画道路、町道の計画的な整備を図るとともに、歩道の設置や道路緑化など道路環境の整備を促進します。

■主要施策

(1) 幹線道路網の整備

- ① 「皆野町都市計画マスタープラン」に基づく都市計画道路を決定し、整備を図ります。
- ② 国道140号皆野寄居バイパスの延伸である皆野秩父バイパスの建設を促進し、秩父市、西秩父、山梨県方面へのアクセス向上を図ります。
- ③ 国道140号、主要地方道皆野両神荒川線などにより形成される環状道路の整備、拡幅などを県及び関係機関に要請します。

(2) 町道網の整備

町道の未整備箇所の改良・舗装など、計画的に町道の整備を進めます。

(3)道路環境の向上

市街地や集落、通学路や福祉施設周辺など、高齢者や子どもなどの歩行者が多い区間への歩道の設置や段差の解消、安全な自転車道路の設置、自然や歴史、秩父音頭にちなんだシンボルロードの整備、道路愛称募集など引き続き推進します。

2 公園・広場・緑地

■現状と課題

子どもから高齢者まで幅広い世代の人が利用でき、世代間交流と地域全体での子育ての拠点となる「み～な子ども公園」を平成 23 年度に整備しました。

今後も、児童・青少年の健全な遊び場や、高齢者などが身近で安全に憩い休める空間としての公園・広場の整備が求められています。

本町は山河に恵まれ、特に県立美の山公園のほか、荒川、三沢川、赤平川、日野 沢川の河川敷など自然と一体となった遊び場があり、町民はもとより町外からも多くの人が訪れ、やすらぎとレクリエーションの場として利用されています。

引き続き自然とふれあえる良好な緑地を保全し、また、恵まれた水辺を活用して憩いの場を整備していくことが必要です。

■施策の基本

子どもの遊び場、高齢者の憩いの空間として街区公園や児童公園、ポケットパークなどの整備を図るとともに、町民や町外から訪れる人々のやすらぎとレクリエーションの場として河川敷など水辺と緑地の活用を図ります。

■主要施策

(1)公園・広場・緑地の整備

- ① 「皆野町都市計画マスタープラン」において、街区公園や児童公園、ポケットパークなどの適正配置を図り、住民参加による管理体制を促進します。
- ② 道路沿いの身近な空地を活用してポケットパークの整備を図ります。
- ③ 四季折々の花や花木の公園として美の山公園の整備を推進します。
- ④ 森林・滝・溪流など水と緑にふれあえる癒しの空間、歴史・文化に親しむ遊歩道の整備を図ります。

(2)緑化の促進

- ① 公共公益施設、沿道の緑化を推進するとともに、工場・作業所・住宅などの緑化を促進します。
- ② 住民の緑化活動を促進するとともに、個性的な緑化の取り組みを進め、町の魅力を高めます。

第3節 交通・通信

1 公共交通機関

■現状と課題

本町における公共交通機関は、秩父鉄道と路線バスの町営バスと西武観光バスが運行しています。

秩父鉄道は、町内に皆野駅と親鼻駅が設置され、1時間に2～4本の列車が運行されています。町営バスは日野沢線と金沢線の2路線、西武観光バスは三沢線の1路線のみとなっています。乗り継ぎのしづらさや運行本数が少ないなど運行面での問題もあり、鉄道・路線バスともに利用者は減少しています。

さらに、公共交通路線を維持するための町の財政負担は増加しています。

公共交通機関は、通勤・通学者、高齢者の買い物や通院など住民生活において重要な交通手段であり、観光客にとっても手軽に利用できる移動手段となっています。

また、地球温暖化防止のため自家用車の利用抑制が求められており、公共交通機関の維持及び利用促進を図る必要があります。

現在、ちちぶ定住自立圏では、「誰もが利用しやすい公共交通の推進」について取り組みが進められています。

■施策の基本

通勤・通学、買い物、通院など生活に密着した、地球環境にやさしい交通手段として、鉄道・バスの運行水準の維持・向上を図ります。

■主要施策

(1)鉄道の充実

- ① 鉄道沿線 8 市町で組織している秩父鉄道整備促進協議会による経営基盤支援や、秩父鉄道と連携した観光イベントの共催などによる鉄道利用者の促進を図るとともに、列車運行の維持・充実に要請します。
- ② 皆野駅の駅前広場、駐車場、駐輪場の整備と親鼻駅周辺の整備を推進します。
- ③ 皆野駅・親鼻駅は皆野町の玄関口であり、ハイキング道の起点として秩父鉄道と連携した観光案内板などの整備を図ります。

(2)バス交通の確保

- ① 町営バスの利便性の向上を図るため、運行本数や鉄道との乗り継ぎなど運行内容の見直しについて検討します。
- ② 西武観光バスの路線維持のため、県・町の補助金の継続を図ります。

2 情報通信

■現状と課題

ICT（情報通信技術）を活用した行政サービスの提供など、町民の利便性の向上を図るとともに、効率的で効果的な行政運営を行うため、本町ではグループウェアによる情報の共有化やL GWAN（総合行政ネットワークシステム）を利用して国・県・他市町村との情報交換を行っています。

庁舎内にはグループウェアをはじめ、住民記録や税など住民サービスに直結する情報を扱うシステムが数多くあり、そのシステムのサーバは庁舎内に設置されているため、災害時の安全性の確保が課題となっています。

さらに、これらのシステムの老朽化に対する計画的な更新や、ウィルス対策などセキュリティの強化、運用経費の削減などに取り組む必要があります。

また、現在は有線放送による町内放送を行っていますが、災害時や緊急時における情報伝達体制を確立するため、平成 22 年度から防災行政無線の整備に向けた取り組みを行っているところです。

■施策の基本

より良い住民サービスの提供と効果的・効率的な行政運営を図るため、安全性・汎用性の高いシステムを構築するとともに維持管理経費の削減を図ります。

防災情報の伝達体制を確立し、災害時の速やかな情報提供に取り組みます。

■主要施策

(1) 行政情報化の推進

- ① 国の指針や町の実情を踏まえ「皆野町情報化計画」を策定します。
- ② 基幹系システムなど庁舎内にサーバを設置する現在の運用から、クラウドコンピューティング※を導入し、運用及びセキュリティの向上と維持管理経費の削減を図るとともに、停電時においても利用可能にするなどシステムの再構築に取り組みます。
- ③ ホームページについては、ダウンロード可能な様式の多様化や迅速な情報掲載など行政情報発信の充実を図ります。

(2) 地域情報化の促進

- ① 災害時の情報伝達・収集体制を確立するため、防災行政無線を計画的に整備します。
- ② 光ファイバー網やCATV網、DSL（デジタル加入者線）などを利用した高速通信網の整備を促進します。
- ③ 小・中学校での情報教育や社会教育でのパソコン教室の充実など、住民のパソコン学習機会の拡充を図ります。

- ④ インターネットを利用した情報発信・情報交流による町の文化振興とイメージアップ、産業の振興を図ります。

※ クラウドコンピューティング

自前のコンピュータやソフトウェアなどのICT資産を用いるのではなく、インターネットで接続された外部のICTシステムを用いること。

第4節 生活基盤の整備

1 上水道

■現状と課題

平成15年4月に皆野・長瀬水道企業団と簡易水道を統合し、また、三沢地区の一部給水区域の拡大により、平成22年度末の上水道普及率は96.6%です。

平成15年4月から秩父市より分水を受け、水源の確保や水質の保全及び安定供給に取り組んでいます。

平成20年4月には、皆野・長瀬水道企業団と秩北衛生下水道組合を統合し、利用者の利便性の向上と組織の効率化を図りました。

今後、水道施設の老朽化に伴う更新費用の財源確保や、大規模災害時におけるライフライン確保の観点からの耐震化や応急給水設備の整備を図る必要があります。

しかしながら、現在の給水サービスを維持しながら、こうした課題に対応していくためには、秩父圏域内の水道事業者が連携し、広域的な水道事業を推進していく必要があります。

県においては、平成23年3月に「広域的水道整備計画（秩父広域水道圏）」が策定され、平成32年度を目標とした秩父広域水道事業開始に向けた基本指針が示されました。さらに、ちちぶ定住自立圏において「秩父地域水道広域化委員会」が設置され、広域化に向けた取り組みが行われています。

■施策の基本

安全な水の安定供給を図るため、水資源の確保及び経営基盤の強化に取り組むとともに、サービスの向上に努めます。

また、老朽化施設の計画的な更新と防災対策や災害時の給水体制の整備を推進します。

山間地域においては、小規模水道組合による自家用水道施設の普及を図ります。

■主要施策

(1)安定した水の供給

- ① 「広域的水道整備計画（秩父広域水道圏）」の実施に向けた具体的な手続きについて、ちちぶ定住自立圏「秩父地域水道広域化委員会」で協議・検討を進めます。
- ② 県道・町道の改良工事にあわせて、老朽化した水道施設の改修や布施替えを進めます。
- ③ 地震災害に備え、水道施設の耐震化、耐震水槽の整備、給水タンク・応急復旧用資機材の確保を図ります。
- ④ 上水道の未普及地域については、小規模水道組合による自家用水道施設の普

及を図ります。

(2)安全な水の供給

- ① 原水水質の動向などにより、高度処理施設の導入など適正な浄水処理に努めます。
- ② 生活排水の適正処理、河川環境の整備などによる水源水質の保全を図ります。
- ③ 小規模水道組合における水質の安全性を確保するため、水質検査費用の一部補助を継続します。

(3)水道事業の効率的な推進

- ① 「広域的水道整備計画（秩父広域水道圏）」に基づき、業務や事業の一本化による経営の効率化、料金の改善などについて協議・検討を進めます。
- ② 広報などにより、水資源の大切さ、節水意識の啓蒙を図るとともに、未加入者への加入促進による上水道普及率の向上に努めます。

2 下水道

■現状と課題

本町では、秩北特定環境保全公共下水道整備事業（計画区域面積 224ha、計画区域人口 6,700 人）を実施し、平成 9 年度に金崎地区を、平成 10 年度には皆野地区の一部で供用を開始し、平成 22 年度末では整備予定区域の 77.0%を完了しています。

今後も引き続き快適な住環境の確立及び荒川の水環境保全を図るため、計画的な整備に取り組みます。

平成 9 年 10 月の供用開始から 15 年目を迎え、下水道施設が老朽化してきていることから、施設の合理的な更新を行う必要があります。

また、都市化の進展に伴い家庭雑排水が増大しており、河川の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及を推進していかなければなりません。しかしながら、現在実施している合併処理浄化槽設置整備事業は、高齢者世帯の増加と転換時の自己負担がかかることなどから、なかなか整備が進まない状況があります。

■施策の基本

荒川などの水質汚濁防止と生活環境の向上を図るため、公共下水道事業を推進するとともに、公共下水道計画区域外においては浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業に取り組みます。

■主要施策

(1)下水道の整備の推進

- ① 快適な生活環境の実現のため、秩北特定環境保全公共下水道事業の推進を図り、皆野町における下水道整備済面積を、172.5ha から 184.2ha まで増加させ、計画に対する割合を 82.2%まで引き上げます。
- ② 主要施設である長瀬浄化センター、皆野中継ポンプ場、長瀬第一中継ポンプ場の老朽化に伴う施設更新対策を進めます。
- ③ 公共下水道計画区域外では、浄化槽設置整備事業から浄化槽市町村整備推進事業への切り替えを図ります。

(2)水洗化の推進

下水道への接続率 100%をめざし、未接続世帯への家庭訪問の実施など普及・啓発活動を行うとともに、水洗便所改造資金融資あっせん制度の活用を勧めていきます。

【参考】

秩北特定環境保全公共下水道事業の進捗状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

□計画処理人口に対する進捗率

区 分	処理人口	計画処理人口	進捗率
皆野町	5,645人	6,700人	84.3%
全 体	10,030人	12,800人	78.4%

※全体とは、皆野町と長瀬町の合計数値です。

□計画面積に対する進捗率

区 分	整備済面積	計画面積	進捗率
皆野町	172.5ha	224.0ha	77.0%
全 体	375.5ha	516.0ha	72.8%

□計画総事業費に対する進捗率

計画目標年度：平成 36 年度

計画総事業費：179 億 2 千 8 百万円

事業実績：171 億 4 千 7 百万円 進捗率：95.6%（平成 22 年度末）

□下水道普及率

皆野町：51.2%

全 体：52.8%

第5節 居住環境の整備

1 住宅整備

■現状と課題

平成23年度現在、町営住宅は6団地・108戸、県営住宅は2団地・26戸、雇用促進住宅が1団地・60戸があります。また、民間事業者による賃貸アパートなどが整備されているほか個人の持家建築も進んでいます。

町営住宅については、老朽化が進んでいることから、これまで計画的に屋根及び外壁の修繕工事を、また平成22年度からは空き部屋の居宅リフォームを実施し、居住者の快適な住環境の確保に努めています。

若者や子育て世帯などの定住に向け、町営住宅の計画的な修繕工事に取り組むとともに、快適で安全な住宅・住宅地の計画的な整備、高齢者や障害者に備えた仕様住宅の普及促進などが課題です。

■施策の基本

「皆野町町営住宅ストック総合活用計画」により、町営住宅の計画的な改修を進めるとともに、良質な住宅・住宅地の計画的な開発・誘導、災害に強い住宅・住宅地の整備、高齢化に対応した住宅の整備などを促進します。

■主要施策

(1) 公営住宅の整備

「皆野町町営住宅ストック総合活用計画」に基づき、町営住宅の修繕工事実施による長寿命化を図るとともに、県営住宅の整備促進を要請します。

(2) 快適で安全な住宅・住環境の整備

- ① 若者や子育て世帯の定住促進を図るため、自然環境と調和した良質な住宅・住宅地の整備を促進します。
- ② 生活道路や公園、下水道の整備、家並み景観の向上、公開空地（オープンスペース）の確保など、快適で安全な居住環境づくりを進めます。
- ③ 住宅リフォーム資金助成事業により快適な住環境の推進を図ります。

2 ごみ処理

■現状と課題

本町のごみ処理は、秩父広域市町村圏組合（1市4町）で実施しており、可燃ごみは秩父クリーンセンター（中間処理施設）で処理し、不燃ごみと資源ごみは秩父環

境衛生センター（最終処分場）で処理を行っています。

年間のごみ総排出量は平成 18 年度の 3,777 トンから、平成 22 年度は 3,597 トンへと減少傾向にあります。分別収集の徹底によりリサイクル率は 25.6%から 29.0 %へと向上しています。

循環型社会関連法に対応し、資源ごみの回収の強化や収集・処理体制の充実などが求められます。

■施策の基本

持続型発展が可能な地域循環型社会づくりに向けて、秩父広域市町村圏組合の「ごみ処理基本計画」に基づき、ごみの排出抑制（リデュース）・再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）への積極的な取り組みと、環境に配慮した効率的なごみ処理を進めます。

■主要施策

(1)ごみの減量化

- ① 電気器具や家具、建築物などの長期使用や再利用の促進、詰め替え可能な商品の利用による使い捨て商品の使用削減、過剰包装の廃止とエコバックの活用、エコマーク商品の利用促進、生ごみの堆肥化などを促進します。
- ② ペットボトル、紙パック、トレーなど、資源ごみの回収・リサイクルの拡大発展に努めます。
- ③ 生ごみ処理機器設置費補助金制度を維持します。
- ④ ごみ問題への意識啓発と住民・事業者によるごみ減量化への取り組みを促進します。

(2)ごみ処理体制の整備

- ① 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など循環型社会関連法の整備に対応し、収集体制の見直しを行うとともに、住民、事業者への徹底した取り組みを促進します。
- ② 産業廃棄物、農業用廃プラスチックなどについて、事業者、回収・処理業者への啓発を図ります。
- ③ 住民によるごみの分別収集（資源、可燃、不燃、粗大など）や収集ステーションの美化、管理の徹底を促進します。

3 し尿処理

■現状と課題

し尿処理は、皆野・長瀬上下水道組合により収集処理を実施しています。

快適な生活環境整備を進めるために、公共下水道や浄化槽などへの転換を考慮しながら、適正なし尿処理体制の維持・充実を図るとともに、家庭からの雑排水も含めた生活排水対策が求められています。

■施策の基本

下水道等の普及によりし尿の収集量が減少し、施設の処理効率が低下しています。また、平成 11～12 年度に実施した基幹的整備から 10 年が経過し、機器類の老朽化が始まっています。

今後も、し尿処理体制の維持・充実を図るとともに、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を促進します。

■主要施策

(1)し尿処理の充実

- ① 週休運転の実施など、し尿処理施設の処理効率の向上に取り組むとともに、機器類の老朽化による故障・停止を防止するため、定期的な点検整備を推進します。
- ② 単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換や高度処理浄化槽の設置を促進するため、補助制度の維持に努めます。
- ③ 浄化槽の維持管理に対する意識啓発とともに、清掃管理業者に対しては指導監督の徹底を図ります。

4 自然保護

■現状と課題

本町は、県立長瀬玉淀自然公園に指定された自然公園地域をはじめ、県立美の山公園、破風山周辺や荒川、赤平川、日野沢川、三沢川など、豊かな自然環境に恵まれています。

これらの自然は、住民をはじめ観光客に潤いと安らぎ、遊びなどの機会を与え、農業や観光などの貴重な資源となっています。自然とふれあい、自然の恩恵を享受する、一人一人が自然のもろさを理解し、社会全体で大切な自然を支えていく気運を高めていくことが求められています。

■施策の基本

水と緑に恵まれた豊かな自然環境を将来にわたって維持できるよう、自然公園地域や森林、河川などの自然環境の保全を図るとともに、ふれあいの場づくりを推進します。

■主要施策

(1)自然環境の保全

- ① ちちぶ定住自立圏による「ちちぶ環境基本計画（仮称）」を策定し、住民・事業者・行政の連携による環境保全の総合的な取り組みを図ります。
- ② 自然公園地域の保全、美の山公園、破風山周辺などの自然環境の保全に向け、住民による自然環境保全・監視・指導體制の整備を促進します。
- ③ 農薬・肥料の適正使用などを進め、河川の水質保全を図ります。
- ④ 「皆野町森林整備計画」に基づき、適切な森林管理を促進します。

(2)自然体験学習の推進

- ① 学校教育・社会教育などを通じた環境教育・自然体験学習を推進し、住民の自然環境保全意識の高揚を図ります。
- ② 遊歩道やハイキングコース、自然体験拠点の整備をするとともに、エコツーリズム（自然環境・歴史文化を体験し学ぶ観光）を推進します。

5 環境美化

■現状と課題

各行政区や各種団体による河川、水路、道路などの定期的な清掃活動や花いっぱい運動による「たたらの里」「かたくりの里」づくりなど、美しい環境が保たれています。

しかし、道路沿いの山林や田畑などへ、ごみ・空缶などの不法投棄が依然として行われ、環境の悪化を招いていることから、住民参加による環境美化活動の拡大・強化が求められています。

■施策の基本

住民による清掃活動や花いっぱい運動、ごみ・空缶などの不法投棄防止など、住民参加による環境美化活動を促進します。

■主要施策

(1)花のまちづくりの推進

- ① 本町のシンボルである県立美の山公園を花の拠点として整備を促進します。
- ② 道路沿いの遊休農地などに、ポピー、コスモスなどを植栽し、花のまちづくりを推進します。

(2)環境美化の推進

- ① 県環境管理事務所や警察署との連携を図りながら、山林、河川、空き地など

へのごみの不法投棄やポイ捨ての防止を進めるとともに、パトロールなどによる不法投棄の摘発と未然防止に努めます。

- ② 行政区をはじめ各種団体、ボランティアなどによる清掃活動を促進し、住民参加による快適で美しいまちづくりをめざします。

6 景観形成

■現状と課題

美の山、秩父連峰など、緑の山々をはじめ荒川やその支流などの水辺空間など、本町は水と緑の美しい自然環境に恵まれています。

近年、宅地化や用途の異なる建物の混在、それぞれが個性を主張するデザインや色彩の建物・看板の増加などにより、本町の町並みの景観は大きく変化してきました。

豊かな自然に恵まれた町として、自然や田園景観、歴史風土になじんだ調和のとれた建物や市街地景観づくりなど、美しい景観のまちづくりを進めることが課題となっています。

■施策の基本

「皆野町景観形成指針」や「皆野町景観条例・要綱」などの制定を検討し、住民・事業者・行政が連携し、自然景観や町並み景観の保全と創造を図ります。

■主要施策

(1)景観形成の推進

- ① 自然景観の保全や創造、自然と調和した開発の誘導、美しい自然に調和した町並みの景観形成を推進します。
- ② 地区ごとに景観づくりのテーマを決め、地区の特色を生かしながら自然や歴史と調和した景観づくりを推進します。
- ③ 新しい住宅開発地など、可能なところから住民による自主的な「地区協定」「景観協定」など景観整備の取り組みを促進します。

(2)自然景観の保全・創造

- ① 町を代表する景観として、荒川などの水辺景観、県立美の山公園、秩父高原牧場などの景観の保全を図ります。
- ② 名木や古木、神社や寺の緑、民家、史跡など歴史的な自然と歴史的建築物の一体的な保全を図ります。
- ③ 遊休農地活用や景観作物の栽培を促進し、田園風景の維持・回復を促進します。

- ④ 関係機関と連携し、道路や宅地の擁壁や河川の護岸などの整備にあたっては、多自然型工法の採用や緑化を推進します。

(3) 町並み景観の整備

- ① 公共建築物の建設・建て替え、道路や橋梁などの整備、河川の改修等にあたっては、周囲の景観と調和した統一的なデザインや色彩を取り入れ、商店街など民間の景観形成の取り組みをリードします。
- ② 公共空地、道路、公園などの緑化を図るとともに、花いっぱい運動など潤いのある美しい道づくりを推進します。
- ③ 屋外広告物の設置にあたっては、統一的なデザイン・色彩に配慮した看板づくりを促進します。

第6節 住民の安全確保

1 防災

■現状と課題

町の総面積の約7割を山林・原野が占め、山林には急傾斜地が多く、崩壊、地すべり、土砂流出などの危険箇所が多数あり、平坦地の少ない本町では、急傾斜地に近接して住宅が建設されており、治山・治水対策により災害を未然に防止する必要があります。

災害の未然防止を図るために、治山・治水対策の促進とともに、「皆野町地域防災計画」に基づく災害時の情報伝達手段の整備や自主防災組織の育成などの予防・初動体制の整備が求められており、自主防災組織については、27行政区の全てで組織され、防災訓練など災害に備えた取り組みが行われています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、これまでの想定をはるかに超えた被害が発生しました。

これを機に防災体制の整備・充実など、より一層の強化が求められています。

■施策の基本

土砂災害危険箇所の整備促進を図るため、計画的な治山・治水対策を行うとともに、「皆野町地域防災計画」に基づく防災行政無線の整備、自主防災組織の育成を図るとともに、初動体制の強化、警戒体制・避難体制の整備を行い、災害に強いまちづくりを推進します。

■主要施策

(1) 治山・治水対策の促進

- ① 土砂災害危険箇所などの調査や監視を行い、県に対し治山事業の促進を要請します。
- ② 一級河川などの調査や監視を行い、河川改修や護岸工事を国・県に対し要請します。
- ③ 町が管理する河川については、景観や生物の生育に配慮し、計画的に改修を進めます。

(2) 自主防災組織の育成・強化

地区ごとの自主防災組織の育成・強化を図り、住民一人一人の災害時の役割分担を明確にするとともに、地域のリーダーになる人材育成を進めます。

(3) 災害に強いまちづくり

- ① 防災行政無線を整備し、災害時の情報伝達体制の確立を図ります。
- ② 防災備蓄倉庫の設置など、被災時の食料や生活必需品、救助用資機材の整備を進めます。
- ③ 公共・公益建物や住宅の耐震診断の実施とそれに基づく耐震改修を行うとともに、就寝部屋の家具類の固定やブロック塀の生け垣化を促進します。
また、道路・橋梁・上下水道施設についての耐震性・防災性を高めることにより、ライフラインの強化を図ります。

2 環境保全

■現状と課題

都市化や自動車交通量の増加による騒音・振動・悪臭や大気汚染、生活排水や事業所排水などによる河川・水路の水質汚濁、地球規模での環境問題などに対し、県環境管理事務所と連携し、工場・事業所などに対する排出基準・規制基準の徹底・指導に努めています。また、ダイオキシン問題の顕在化により、簡易焼却炉での焼却の禁止や野焼きの抑制など、各地区での住民の自主的な環境保全への意識は高まってきています。

今後も積極的な環境保全対策により、公害のないまちづくりをめざすとともに、地球温暖化対策など、早急な地球規模の環境保全に取り組む必要があります。

東日本大震災にともなう原発事故による放射能汚染の影響は、飲料水、食品、生活環境など広範囲にわたっています。住民の不安を解消するためにも、放射能に対する正確な情報提供と、適切な対応が求められています。

■施策の基本

住民が健康で快適な生活を確保できるよう、公害の未然防止や発生源対策を進めるとともに、地球規模の環境保全への取り組みを促進します。

■主要施策

(1) ちちぶ環境基本計画（仮称）の策定

ちちぶ定住自立圏による「ちちぶ環境基本計画（仮称）」を策定し、住民・事業者・行政の連携による環境保全の総合的な取り組みを図ります。

(2) 公害の防止

- ① 県環境管理事務所と連携し、工場・事業所などに対する排出基準・規制基準の徹底・指導などに努め環境を保全します。
- ② 各種測定機器を活用し、騒音・振動・水質・大気などの公害監視体制を強化

- し、総合的な防止対策を進めます。
- ③ 企業の公害未然防止の責任を明確にし、公害防止協定の締結を積極的に促進します。工場など環境汚染の発生が予想される施設に対しては、県の彩の国環境創造資金融資利子補給制度の活用による公害防止施設の整備を促進するとともに、立ち入り検査を行い、監視・指導を強化します。
 - ④ 悪臭防止対策については、現在、県で導入に向けて事務を進めている臭気指数規制方式を選択し、条件が整いしだい悪臭規制区域の指定を受け、家畜排せつ物などの適正な管理を指導します。
 - ⑤ 河川の水質汚濁に対し、公共下水道、合併処理浄化槽の整備推進や農薬・肥料の適正使用などを促進します。
 - ⑥ 公害の発生源を的確に把握し、苦情への迅速で適切な対応を図るため、県環境管理事務所と連携し、苦情処理体制を整備します。
 - ⑦ ダイオキシン類などの環境ホルモン（内分泌かく乱科学物質）など、次々と起こる新しい環境問題に対し、早期対策に向けて情報の収集に努めます。
 - ⑧ アスベストによる不安への対応として、健康被害の情報提供及び国・県の指導に基づく防止対策を進めます。

(3)地球温暖化対策の推進

「皆野町地球温暖化対策実行計画」に基づき、京都議定書の 6%削減の確実な達成に向けて、庁舎・公用車を排出源とする温室効果ガスの削減を図ります。

また、「皆野町地球温暖化対策地域推進計画」の策定及び実施に取り組みます。

(4)放射能対策

国・県における放射能対策を踏まえ、住民に対して放射能に対する正確な情報提供を行うとともに、定期的に放射線量の測定を行うなど適切な対応を図ります。

3 消防・救急

■現状と課題

本町では、秩父広域市町村圏組合による常備消防（1 本部・1 署・7 分署）と非常備の消防団（1 団・5 分団・定数 251 人）が火災・救急・災害に備えており、消防設備と消防水利の整備を進めています。

常備消防では、7 分署を 4 分署に再編する分署統廃合計画に基づき、皆野分署と長瀬分署を統廃合した「北分署」の建設が進められています。こうした再編により、警防隊員と救急隊員の専任化を図り、専門的かつ高度な消防サービスの提供が可能となります。

消防団については、団員が減少し、有事における消防活動への人員不足が懸念さ

れ、団員の確保対策を促進するとともに、消防団OB隊の組織強化を図るなど、地域一体となって消防団の再編及び活性化を図ることが求められています。

また、高齢化社会の到来により、一人暮らしや高齢者世帯が増加しており、連絡体制などの救急体制の強化が求められています。

■施策の基本

住民の生命・財産を守るために、消防救急体制や設備の整備を図るとともに、住民の防火意識の高揚に努めます。

■主要施策

(1)消防体制の整備

- ① 消防力強化のため、消防団と常備消防の連携強化を図るとともに、消防団の組織再編、詰所の建て替え、消防車両の更新、若年層の入団を推進します。
- ② 常備消防の分署再編により、消防・救急の機動力向上を図るとともに、専門的かつ高度な消防サービスの提供に努めます。

(2)救急・救助体制の整備

- ① 救急・救助体制の整備を進めるため、常備消防、関係医療機関との連携を図ります。
- ② 救急医療に対応できるよう、周辺市町と連携し体制強化を図ります。
- ③ 一人暮らしや高齢者世帯、障害者などの救急時の連絡のために、緊急通報装置の普及に努めるとともに、近隣住民による見守り体制づくりを促進します。

(3)防火意識の高揚

常備消防、消防団、自主防災組織などが連携を深めるとともに、広報などを通じて、住民の防火意識の高揚を図ります。

4 交通安全・防犯

■現状と課題

本町の平成 22 年中の人身事故発生件数は 39 件で減少傾向にあります。

今後も道路網の整備による通過交通量の増大、車両保有台数の増加、運転者の高齢化などによる交通事故件数の増加が懸念されます。

交通事故を未然に防ぐために、幹線道路や生活道路網の整備・改良を行い、高齢者や子どもに配慮した交通安全施設の整備と啓発活動をさらに進める必要があります。

また、町の防犯については、自主防犯活動団体による防犯パトロールを積極的に

実施していただいております。犯罪発生件数は減少傾向にあります。平成 23 年 4 月現在の団体数は 45 団体で、行政区における組織率は県内第 1 位となっています。

しかしながら、振り込め詐欺や高齢者を対象とした被害、暴力団による犯罪の増加などが懸念されることから、引き続き犯罪のない「安全・安心なまちづくり」を推進するため、地域住民と行政が連携し、犯罪を起こさせにくい環境づくりに取り組み、地域の防犯性を高めて行くことが必要です。

■施策の基本

道路や交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全についての啓発を行い、交通事故のないまちづくりに努めます。

また、犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けて、関係機関との連携を図るとともに、自主防犯活動団体の活動を支援するなど地域ぐるみの防犯体制を強化します。

■主要施策

(1)交通安全対策の推進

- ① 道路の安全確保、自転車専用道路の整備、横断歩道や信号機、ガードレール、カーブミラー、見えやすい道路標識の設置と危険箇所の改良など、関係機関・団体と連携を図りながら、道路と交通安全施設の整備を進めます。
- ② 学校や福祉施設周辺の安全を確保するため、関係機関と協議して交通規制などの検討を進めます。
- ③ 乳幼児の自動車乗車中の安全を確保するため、チャイルドシート購入費補助制度を維持します。

(2)交通安全意識の高揚

- ① 高齢者や子どもなどの交通事故を防止するため、参加・体験型の交通安全教育による交通安全意識の高揚を図ります。
- ② 運転者や歩行者の正しい交通ルールの遵守と交通マナー向上のため、学校・職場・地域・行政が連携を図り、年齢・段階に応じた交通安全教育を推進します。
- ③ 交通安全協会、交通安全母の会、安全運転管理者協会、交通指導員などとの連携の強化を図り、各団体の育成指導と活性化を促進します。

(3)防犯体制の強化

- ① 秩父地区防犯協会、秩父地域暴力排除推進協議会、地域防犯推進員などと連携し、地域ぐるみで防犯体制の強化を図ります。
- ② 自主防犯活動団体に対し、資機材を配布し、パトロール活動の強化・充実を図ります。

- ③ 防犯灯のLED灯への更新・新設を推進します。
- ④ 犯罪の対象となる道路・公園などの環境から犯罪の誘発要因を取り除き、より安心できる安全な環境づくりに取り組みます。

(4) 青少年の犯罪・非行防止

家庭・学校・地域・警察など、関係機関との連携により、青少年の街頭犯罪や非行及び覚醒剤などの薬物被害の防止に努めます。

5 消費者保護

■現状と課題

新製品・新サービス、輸入製品の増加、通信販売・インターネット販売・訪問販売などの拡大、クレジットカードの浸透や電子マネーの普及、消費者金融の興隆、製造物責任（PL）法や消費者契約法の施行など、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。

社会経験や情報、判断力の乏しい若者や高齢者などが被害を受けることのないよう、消費者意識を高めるとともに、県消費生活支援センターなどとの連携による被害者保護の体制づくりや自ら判断し行動する自立した消費者の育成が求められます。

■施策の基本

住民が安心して消費生活を送れるよう、消費者保護の体制を整備します。

また、省資源・省エネルギー型のライフスタイルを確立するため、啓発活動や消費生活情報の提供を推進します

■主要施策

(1) 消費者意識の啓発

- ① 商品の安全性や様々な消費者トラブルなどについて、広報紙やパンフレット、消費者月間などの機会を利用し、具体的な被害事例や予防策などの情報提供に努めるとともに、消費生活や地球環境問題などについて意識啓発を図ります。
- ② 県消費生活支援センターなどと連携し、消費者に身近な相談体制の充実など、消費者行政の推進を図ります。

(2) 消費者活動の促進

主体的に判断し行動する消費者の育成や、環境に配慮したライフスタイルの啓発を図るため、情報の提供、消費生活講座・セミナーの開催とともに、消費者グループの育成や活動を促進します。